

様式 1

オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年4月21日）

省庁名	厚生労働省
対象事業名	食品衛生営業許可申請等

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID （行政手 続の棚卸 結果）	所管部署名	手続名	手続の種類 （主体⇒受け手）	総手続件数 （令和元年 度）	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンラ イン利 用率目 標※	取組期間 （達成期 限）※
46818	食品監視安全課	営業許可の申請	地方等	約 50 万件	0	20%	令和6年 度まで
—	食品監視安全課	営業の届出	地方等	—	0	—	—
—	食品監視安全課	食品リコール情報の届出	地方等	—	0	—	—
—	食品監視安全課	届出があった食品リコー ル情報の報告	国	—	0	—	—
47105	食品監視安全課	相続による営業許可の承 継の届出	地方等	—	0	—	—
46878	食品監視安全課	合併による営業許可の承 継の届出	地方等	—	0	—	—
47205	食品監視安全課	分割による営業許可の承 継の届出	地方等	—	0	—	—

46816	食品監視安全課	申請内容に変更があった ときの許可業者の届出	地方等	-	0	-	-
-	食品監視安全課	営業を廃業したときの届出	地方等	-	0	-	-

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

別紙のとおり

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法施行時期			R2.6～ 改正食品衛生法 第2次施行	R3.6～ 改正食品衛生法 第2次施行		
食品衛生申請等システム	新規構築	開発				
	運用保守等			サービス提供		
	機能追加改修			機能追加改修		
	オンライン対応箇所	申請、届出等				
	オンライン未対応箇所			手続きについてオンライン化※	オンラインで相談できる環境整備を検討。	

※デジタルガバメント実行計画の中で「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」を担当する省庁（内閣官房、総務省、内閣府）が中心となり政府として手数料徴収に関する共通基盤を構築し仕様の統一を図ることが必要。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業の許可申請 ・ 営業の届出 ・ 食品リコール情報の届出 																													
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="459 646 1489 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 646 806 750">手続名</th> <th data-bbox="806 646 1153 750">根拠法令</th> <th data-bbox="1153 646 1265 750">手続 類型</th> <th data-bbox="1265 646 1377 750">手続 主体</th> <th data-bbox="1377 646 1489 750">手続の 受け手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 750 806 901">営業許可の申請</td> <td data-bbox="806 750 1153 901">食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項</td> <td data-bbox="1153 750 1265 901">申請等</td> <td data-bbox="1265 750 1377 901">民間事業者等</td> <td data-bbox="1377 750 1489 901">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 901 806 1002">営業の届出</td> <td data-bbox="806 901 1153 1002">同法第 57 条第 1 項</td> <td data-bbox="1153 901 1265 1002">申請等</td> <td data-bbox="1265 901 1377 1002">民間事業者等</td> <td data-bbox="1377 901 1489 1002">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1002 806 1102">食品等リコール情報の届出</td> <td data-bbox="806 1002 1153 1102">同法第 58 条第 1 項</td> <td data-bbox="1153 1002 1265 1102">申請等</td> <td data-bbox="1265 1002 1377 1102">民間事業者等</td> <td data-bbox="1377 1002 1489 1102">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1102 806 1209">届出があった食品等リコール情報の報告</td> <td data-bbox="806 1102 1153 1209">同法第 58 条第 2 項</td> <td data-bbox="1153 1102 1265 1209">申請等</td> <td data-bbox="1265 1102 1377 1209">地方等</td> <td data-bbox="1377 1102 1489 1209">国</td> </tr> </tbody> </table> <p>【営業許可・届出業務】</p> <p>○ 食品等事業者が営業を行う場合、食品衛生法に基づき営業許可申請・届出が必要となる。これまでは、各自治体の保健所の窓口において手続が行われていたが、当該システムを通じ行うことにより、食品等事業者の行政手続きコストの削減</p>					手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	食品等リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	届出があった食品等リコール情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国
手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手																										
営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
食品等リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
届出があった食品等リコール情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国																										

	<p>を図ることができる。</p> <p>【食品等リコール情報の届出業務】</p> <p>○ 食品等事業者が食品等のリコールを行う場合、食品衛生法に基づき届出が必要となる。届出された情報は、当該システムを通じ一般消費者にリコール情報を提供することとしている。</p> <p>【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</p> <p>営業許可申請：約50万件／年</p> <p>オンライン率：0%</p>	
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載</p>	<p>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</p> <p>オンライン利用率20%（営業許可の申請）</p> <p><u>オンライン利用率 = (システム申請件数) / 全申請件数</u></p> <p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和6年度まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>食品衛生法の改正に伴い新たに許可業種となった業種については3年間の経過措置があること、また、他のオンラインシステム（e-tax）の利用率推移を参考に4年後に20%の利用率とする。</p>	
<p>オンライン利用率を引き上</p>	<p>課題</p>	<p>法人共通認証基盤のGビズIDを活用したログインを推進する。</p>

げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	中間 KPI	【目標】 G ビズ ID の活用推進
		【KPI の定義】 G ビズ ID の活用推進
	アクションプラン a	【取組内容】 食品衛生申請等システムを使用し G ビズ ID の活用推進を周知する。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度中に周知を図る。
	アクションプラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ② ※オンライン化未実施の場	課題	営業許可申請等に関する手続について、オンラインで事前に相談できる環境整備を推進する。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 3 年度中に機能追加を検討する。
		【KPI の定義】 令和 3 年度中に機能追加を検討しているか否か。
	アクションプラン a	【取組内容】 チャットボット等を活用した事前相談ツールの機能追加
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度中に機能追加を検討する。

合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	アクションプラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクションプラン c	【取組内容】
	【取組期限（期間）】	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③ ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた	課題	事故発生による信頼低下を軽減するため、サービスの停止、復旧等に関する時間を短縮化する必要がある。
	中間 KPI	【目標】 令和 3 年 6 月以降の制度施行後の運用状況を踏まえ設定
		【KPI の定義】 令和 3 年 6 月以降の制度施行後の運用状況を踏まえ設定
	アクションプラン a	【取組内容】 令和 3 年 6 月以降の制度施行後の運用状況を踏まえ設定
		【取組期限（期間）】 令和 3 年 6 月以降の制度施行後の運用状況を踏まえ設定
	アクションプラン b	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

課題とアクションプランを記載	アクションプラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン④	課題	自治事務の手續に関する手数料を徴収する機能を、国が整備する個別システム毎に実装した場合、各自治体がそれぞれのシステムの仕様に合わせる必要があり、統一的ではない。そのため、デジタルガバメント実行計画の中で「地方公共団体の行政手續のオンライン化の推進」を担当する省庁（内閣官房、総務省、内閣府）が中心となり政府として手数料徴収に関する共通基盤を構築し仕様の統一を図ることが必要。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 当省で構築するシステムでないため設定は困難 【KPI の定義】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	アクションプラン a	【取組内容】 当省で構築するシステムでないため設定は困難 【取組期限（期間）】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
	アクションプラン b	【取組内容】 【取組期限（期間）】
	アクションプラン c	【取組内容】 【取組期限（期間）】

5. スコアカードの作成と公表方法

（オンライン利用率目標を設定した主要手續について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表）

別添のとおり。

(※更新・公表については省内の方針に沿って対応。)

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

・来年度中に利用者に対するアンケートを実施し、ホームページ等に公開予定。

7. 基本計画の見直し

・手数料徴収システムが整備された場合には基本計画の見直しを行う。